

給与所得

申込日現在、仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含みます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の仕事を始めた日が前年1月1日以前で、前年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

●仕事先が1か所の場合

ア 給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円を差し引いた金額が「都民住宅の所得金額」です。

●仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の①支払金額を合計してから、次ページ表2にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

※源泉徴収票がない場合は、前年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

2 現在の仕事を始めた日が前年1月2日以降で、仕事を始めてから申込日までの間に休職期間がない。

申込日の前月からさかのぼって 12 か月分の収入額を次ページ表 1 で合計してから、表 2 にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから 12 か月たっていない場合は、次ページ表 1 ④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してから表 2 にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

3 申込日現在は復職しているが、前年1月から申込日までの間に休職期間があった。

申込日の前月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

復職してから 12 か月たっていない場合は、次ページ表 1 ④のとおり、復職後の収入額の平均月額を 12 倍して 12 か月分の見込み額を計算してから表 2 にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

4 会社に在籍しているが、申込日現在は休職中である。

休職する前の月からさかのぼって 12 か月分の収入額を次ページ表 1 で合計してから、表 2 にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

2～4 計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、課税対象外の交通費や定期代などを除きます。
 - 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

**表1 12か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算してください。
計算した収入額を、下の表2にあてはめて「都民住宅の所得金額」に換算してください。**

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計	か月(A)	円(B)
(4)	$\frac{(B) \text{ 給与計}}{(A) \text{ 働いた月数}}$	$\times 12 + (C) \text{ 賞与計} = 12 \text{ か月分の収入額}$

計算上のご注意

①働いた年月

月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

②給与（諸手当を含む）

基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。
ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。

③賞与

④12か月分の収入額の計算

- 支払われた給与が12か月分ないときは、平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してください。
- 申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの12か月分の収入額の合計を表2にあてはめてください。

表2 表1で計算した 12か月分の収入額 を、「都民住宅の所得金額」に換算してください。

12か月分の収入額	税法上の所得金額	都民住宅の所得金額
651,000円未満	0円	0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額 - 650,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 $\frac{12 \text{ か月分の収入額}}{4} = A$ → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください。	$B \times 2.8 - 80,000 \text{ 円}$
3,604,000円以上 6,600,000円未満		$B \times 3.2 - 440,000 \text{ 円}$
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 $\times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$	税法上の所得金額 - 100,000円
8,500,000円以上	12か月分の収入額 - 1,950,000円	